

環境影響評価制度検討特別部会での検討事項

1 諮問理由

- ・東京都環境影響評価条例（以下「条例」という。）に規定する対象事業について施設の更新があった場合、新たに施設を設置する際と同程度の環境への影響を及ぼすおそれもあることから、これまでは、条例の新設等の規定を適用して、東京都環境影響評価制度（以下「本制度」という。）の手續を実施してきた。
- ・一方、高度成長期以降に整備した施設等更新期を迎える施設の増加が見込まれるなど、本制度を取り巻く状況の変化が生じている。
- ・本制度の手續は、事業者の一定の負担を伴うことから、施設の更新について対象を明確化するなど、より適切で分かりやすい手續とする必要がある。
- ・よって、本制度の手續の明確化を中心に、条例の改正を含めた本制度の見直しについて、東京都環境影響評価審議会に諮問する。

2 特別部会での検討事項

(1) 本制度の手續の明確化を中心とした見直し

本制度の手續は、事業者の一定の負担を伴うことから、より適切で分かりやすい手續とする必要がある。

そのため、本制度の手續の明確化を中心に、見直すべき事項を検討する。

① 施設更新時の手續の明確化

条例の対象事業及び個別計画について、施設の設置、増設等の規定はあるが、施設の「更新」についての規定がないため、条例の対象となることを明確化する規定を設ける。

② 事業内容等変更時の手續要件の明確化

条例上、対象事業及び個別計画の内容等を変更する場合の変更届を不要とする場合の要件が明確でないため、これを明確化する規定を設ける。

③ その他

(2) その他本制度の運用上の課題の見直し

そのほか、本制度の運用上の課題について、見直すべき事項を検討する。

① 事業者のより主体的な手續実施の仕組み

事業者は、対象計画の策定及び対象事業の実施に際し、環境の保全について適正な配慮をするため、その責任と負担において、条例の手續を誠実に履行する責務があることを踏まえ、事業者がより主体的に本制度の手續を行う仕組みを検討する。

② その他

施設の「更新」に係る環境影響評価手続について

1 「更新」の定義

既存の施設（建築物、工作物その他の施設をいう。以下同じ。）

と同一敷地内で、既存の施設の全部又は一部の除却及び当該施設
と同一種類の施設の設置をする行為（※）

※補修工事等施設の保全のために行うものその他知事が認める
ものを除く。

2 「更新」の視点での対象事業の整理

別紙のとおり

「更新」の視点での対象事業の整理

注1 今回追加する部分は、下線部
 注2 「事」は事業段階アセスメント、「計」は計画段階アセスメントの要件
 注3 増設と更新を同時に実施する場合、更新部分の規模に増設部分の規模を合算して、更新の規模として算定する。

1 線的发展事業

事業	新設等	増設等	更新
道路の新設又は改築	【新設】 ・高速自動車国道及び自動車専用道路：「事」全て ・その他の道路（4車線以上）：「事」1 km以上※2 / 「計」2 km以上	【改築】※1 ・高速自動車国道及び自動車専用道路：「事」1 km以上※2 ・その他の道路（4車線以上※3）：「事」1 km以上※2 / 「計」2 km以上	【更新】 ・ <u>高速自動車国道及び自動車専用道路：「事」1 km以上※2</u> ・ <u>その他の道路（4車線以上※3）：「事」1 km以上※2 / 「計」2 km以上</u>
※1 「改築」は、車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線、変速車線を除く。）の数が増加することをいう。 ※2 新設、改築又は更新する区間の長さが1 km未満でも対象事業の一部又は延長として実施するものは、 <u>軽微なものとして知事が認めるものを除き、対象とする。</u> ※3 改築又は更新については、改築又は更新の結果4車線以上になるものを含む。			
鉄道、軌道又はモノレールの建設又は改良	【建設】 ・鉄道（専用鉄道を含む。）、軌道又はモノレール：「事」全て / 「計」新幹線を除く全て	【改良】※1 ・鉄道（専用鉄道を含む。）、軌道又はモノレール：「事」1 km以上※2 / 「計」2 km以上（新幹線に係る改良を除く。）	【更新】 ・ <u>鉄道（専用鉄道を含む。）、軌道又はモノレール：「事」1 km以上※2 / 「計」2 km以上（新幹線に係る改良を除く。）</u>
※1 「改良」は、本線路の増設（一の停車場に係るものを除く。）、地下移設、高架移設その他の移設に限る。 ※2 改良又は更新する区間の長さが1 km未満でも対象事業の一部又は延長として実施するものは、 <u>軽微なものとして知事が認めるものを除き、対象とする。</u>			

事業	新設等	増設等	更新
送電線路の設置又は変更	<p>【設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 送電線路（架空線のものに限る。）：「事」 電圧 17 万 V 以上かつ長さ 1 km 以上 	<p>【延長・昇圧】</p> <ul style="list-style-type: none"> 送電線路（架空線のものに限る。）：「事」 電圧 17 万 V 以上かつ延長する区間の長さ 1 km 以上 送電線路（架空線のものに限る。）：「事」 電圧 17 万 V 以上に変更（昇圧）かつ変更する区間の長さ 1 km 以上 	<p>【更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>送電線路（架空線のものに限る。）：「事」</u> <u>更新により設置する送電線路の電圧 17 万 V 以上かつ長さ 1 km 以上</u>

2 規模要件に敷地面積等が含まれる事業

事業	新設等	増設等	更新
工場の設置又は変更	<p>【設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業で公害型の工場：「事」敷地面積 9000 m²以上又は建築面積の合計 3000 m²以上／「計」敷地面積 18000 m²以上又は建築面積の合計 6000 m²以上 	<p>【増設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業で公害型の工場：「事」増加する敷地面積 4500 m²以上かつ増設後敷地面積 9000 m²以上又は増加する建築面積 1500 m²以上かつ増設後建築面積の合計 3000 m²以上／「計」増加する敷地面積 9000 m²以上かつ増設後敷地面積 18000 m²以上又は増加する建築面積 3000 m²以上かつ増設後建築面積の合計 6000 m²以上 	<p>【更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業で公害型の工場：「事」更新後の敷地面積 9000 m²以上又は更新により設置する建築物の建築面積の合計 3000 m²以上／「計」更新後の敷地面積 18000 m²以上又は更新により設置する建築物の建築面積の合計 6000 m²以上
終末処理場の設置又は変更	<p>【設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・終末処理場：「事」敷地面積 5ha 以上又は汚泥処理能力（固形物量）の合計 100 t/日以上／「計」敷地面積 10ha 以上又は汚泥処理能力（固形物量）の合計 200 t/日以上 	<p>【増設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・終末処理場：「事」増加する敷地面積 2.5ha 以上かつ増設後敷地面積 5ha 以上又は増加する汚泥処理能力（固形物量）の合計 50 t/日以上かつ増設後汚泥処理能力（固形物量）の合計 100 t/日以上／「計」増加する敷地面積 5ha 以上かつ増設後敷地面積 10ha 以上又は増加する汚泥処理能力（固形物量）の合計 100 t/日以上かつ増設後汚泥処理能力（固形物量）の合計 200 t/日以上 	<p>【更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・終末処理場：「事」更新後の敷地面積若しくは更新により設置する施設の施工区域面積の合計 5ha 以上又は更新により設置する施設の汚泥処理能力（固形物量）の合計 100 t/日以上／「計」更新後の敷地面積若しくは更新により設置する施設の施工区域面積の合計 10ha 以上又は更新により設置する施設の汚泥処理能力（固形物量）の合計 200 t/日以上

事業	新設等	増設等	更新
産業廃棄物の中間処理施設の設置又は変更	【設置】 ・産業廃棄物の中間処理施設：「事」敷地面積 9000 m ² 以上又は建築面積 3000 m ² 以上	【増設】 ・産業廃棄物の中間処理施設：「事」増加する敷地面積 4500 m ² 以上かつ増設後敷地面積 9000 m ² 以上又は増加する建築面積 1500 m ² 以上かつ増設後建築面積 3000 m ² 以上	【更新】 <u>・産業廃棄物の中間処理施設：「事」更新後の敷地面積 9000 m²以上又は更新により設置する建築物の建築面積 3000 m²以上</u>
卸売市場の設置又は変更	【設置】 ・卸売市場：「事」敷地面積 10ha 以上／「計」敷地面積 20ha 以上	【増設】 ・卸売市場：「事」増加する敷地面積 5ha 以上かつ増設後敷地面積 10ha 以上／「計」増加する敷地面積 10ha 以上かつ増設後敷地面積 20ha 以上	【更新】 <u>・卸売市場：「事」更新後の敷地面積又は更新により設置する施設の施工区域面積の合計 10ha 以上／「計」更新後の敷地面積又は更新により設置する施設の施工区域面積の合計 20ha 以上</u>
第二種特定工作物の設置又は変更	【設置】 ・第二種特定工作物：「事」事業区域面積 40ha 以上（樹林地等を 15ha 以上含む場合は 20ha 以上）／「計」事業区域面積 80ha 以上（樹林地等を 30ha 以上含む場合は 40ha 以上）	【増設】 ・第二種特定工作物：「事」増加する事業区域面積 20ha 以上かつ増設増加後事業区域面積 40ha 以上（樹林地等を 7.5ha 以上含む場合は増加する事業区域面積 10ha 以上）／「計」増加する事業区域面積 40ha 以上かつ増設増加後事業区域面積 80ha 以上（樹林地等を 15ha 以上含む場合は増加する事業区域面積 20ha 以上）	【更新】 <u>・第二種特定工作物：「事」更新により設置する第二種特定工作物の事業区域面積 40ha 以上（樹林地等を 15ha 以上含む場合は 20ha 以上）／「計」更新により設置する第二種特定工作物の事業区域面積 80ha 以上（樹林地等を 30ha 以上含む場合は更新により設置する第二種特定工作物の事業区域面積 40ha 以上）</u>

3 規模要件を施設の能力で定めている事業

事業	新設等	増設等	更新
発電所の設置又は変更	【設置】 ・火力発電所：「事」出力合計 11.25 万 kW 以上 ・水力発電所：「事」出力合計 2.25 万 kW 以上 ・地熱発電所：「事」出力合計 7500kW 以上 ・原子力発電所：「事」全て	【増設】 ・火力発電所：「事」増加する出力合計 5.625 万 kW 以上かつ増設後出力 11.25 万 kW 以上 ・水力発電所：「事」増加する出力合計 1.125 万 kW 以上かつ増設後出力 2.25 万 kW 以上 ・地熱発電所：「事」増加する出力合計 3750kW 以上かつ増設後出力 7500kW 以上 ・原子力発電所：「事」全て	【更新】 ・火力発電所：「事」更新により設置する施設の出力合計 <u>11.25 万 kW 以上</u> ・水力発電所：「事」更新により設置する施設の出力合計 <u>2.25 万 kW 以上</u> ・地熱発電所：「事」更新により設置する施設の出力合計 <u>7500kW 以上</u>
石油貯蔵所の設置又は変更	【設置】 ・石油貯蔵所：「事」貯蔵能力合計 3 万 kL 以上	【増設】 ・石油貯蔵所：「事」増加する貯蔵能力 1.5 万 kL 以上かつ増設後の貯蔵能力合計 3 万 kL 以上	【更新】 ・石油貯蔵所：「事」更新により設置する石油貯蔵所の貯蔵能力合計 <u>3 万 kL 以上</u>
ごみ処理施設の設置又は変更	【設置】 ・ごみ処理施設（一般廃棄物処理施設で、焼却施設、ばいじん又は焼却灰の処理施設、高速堆肥化処理施設、破碎施設、選別施設、固形燃料化施設。以下同じ。）：「事」処理施設の種類ごとの処理能力合計 200 t/日以上	【増設】 ・ごみ処理施設：「事」増加する処理施設の種類ごとの処理能力合計 100 t/日以上かつ増設後の処理能力合計 200 t/日以上	【更新】 ・ごみ処理施設：「事」更新により設置する処理施設の種類ごとの処理能力合計 <u>200 t/日以上</u>

事業	新設等	増設等	更新
し尿処理施設の設置又は変更	【設置】 ・し尿処理施設：「事」処理能力合計 100kL/日以上	【増設】 ・し尿処理施設：「事」増加する処理能力合計 50kL/日以上かつ増設後の処理能力合計 100kL/日以上	【更新】 <u>・し尿処理施設：「事」更新により設置する処理施設の処理能力合計 100kL/日以上</u>
自動車駐車場の設置又は変更	【設置】 ・自動車駐車場（臨時に設置するものを除く。）：「事」同時駐車能力 1000 台以上（住宅の居住者用を除く。）／「計」同時駐車能力 2000 台以上（住宅の居住者用を除く。）	【増設】 ・自動車駐車場（臨時に設置するものを除く。）：「事」増加する同時駐車能力 500 台以上かつ増設後同時駐車能力 1000 台以上（住宅の居住者用を除く。）／「計」増加する同時駐車能力 1000 台以上かつ増設後同時駐車能力 2000 台以上（住宅の居住者用を除く。）	【更新】 <u>・自動車駐車場（臨時に設置するものを除く。）：「事」更新により設置する自動車駐車場の同時駐車能力 1000 台以上（住宅の居住者用を除く。）／「計」更新により設置する自動車駐車場の同時駐車能力 2000 台以上（住宅の居住者用を除く。）</u>

4 規模要件をその他の方法で定めている事業

事業	新設等	増設等	更新
飛行場の設置又は変更	【新設】 ・陸上空港等又は陸上ヘリポート：「事」全て／「計」全て	【滑走路の新設等】 ・滑走路の新設又は位置の変更：「事」全て／「計」全て ・滑走路の延長：「事」等級の変更を伴うもの又は A 級着陸帯若しくは a 級滑走路の場合については陸上空港等は 500m 以上、陸上ヘリポートは 50m 以上の延長	【更新】 ・陸上空港等又は陸上ヘリポート：「事」全て／「計」全て
ふ頭の新設	【新設】 ・ふ頭：「事」係船岸の水深 12m 以上かつ長さ 240m 以上／「計」係船岸の水深 15m 以上かつ長さ 480m 以上		【更新】 ・ふ頭：「事」更新により設置するふ頭の係船岸の水深 12m 以上かつ長さ 240m 以上／「計」更新により設置するふ頭の係船岸の水深 15m 以上かつ長さ 480m 以上
住宅団地の新設	【新設】 ・住宅団地：「事」住宅戸数 1500 戸以上／「計」住宅戸数 3000 戸以上		【更新】 ・住宅団地：「事」更新により設置する住宅戸数 1500 戸以上／「計」更新により設置する住宅戸数 3000 戸以上
高層建築物の新築	【新築】 ・高層建築物：「事」高さ 100m 超（階段室、昇降機塔等を含む。）かつ延べ面積 10 万㎡超（駐車場面積を含む。）※		【更新】 ・高層建築物：「事」更新により設置する高層建築物の高さ 100m 超（階段室、昇降機塔等を含む。）かつ延べ面積 10 万㎡超（駐車場面積を含む。）※
※ 特定の地域については、高さ 180m 超（階段室、昇降機塔等を含む。）かつ延べ面積 15 万㎡超（駐車場面積を含む。）			

5 施設更新の対象外の事業

事業	新設等	増設等	更新
ダムの新築	【新築】 ・ダム：「事」高さ 15m以上かつ湛水面積 75ha 以上		
堰の新築 又は改築	【新築】 ・堰：「事」湛水面積 75ha 以上	【改築】 ・堰：「事」増加する湛水面積 37.5ha 以上かつ改築後湛水面積 75ha 以上	
湖沼水位調節施設の新築	【新築】 ・湖沼水位調節施設：「事」施設が設置される土地の面積及び施設操作により露出する水底の最大水平投影面積の合計 75ha 以上		
放水路の新築	【新築】 ・放水路：「事」河川区域の幅 30m以上かつ長さ 1 km以上又は 75ha 以上の土地の形状を変更するもの／「計」河川区域の幅 30m以上かつ長さ 2 km以上		
ガス製造所の設置 又は変更	【設置】 ・ガス製造所：「事」製造能力合計 150 万 N m ³ /日以上	【増設】 ・ガス製造所：「事」増加する製造能力合計 75 万 N m ³ /日以上かつ増設後製造能力合計 150 万 N m ³ /日以上	
石油パイプラインの設置 又は変更	【設置】 ・石油パイプラインの導管（地下に埋設する部分を除く。）：「事」15 km超	【延長】 ・石油パイプラインの導管（地下に埋設する部分を除く。）：「事」延長する部分の長さ 7.5 km以上かつ延長後の長さ 15 km以上	

一般廃棄物又は産業廃棄物の陸上最終処分場の設置又は変更	【設置】 ・陸上最終処分場：「事」埋立面積1ha以上又は埋立容量5万m ³ 以上（特定有害産業廃棄物については埋立面積1000m ² 以上）	【増設】 ・陸上最終処分場：「事」増加する埋立面積5000m ² 以上かつ増設後埋立面積1ha以上又は増加する埋立容量2.5万m ³ 以上かつ増設後埋立容量5万m ³ 以上（特定有害産業廃棄物については増加する埋立面積500m ² 以上かつ増設後埋立面積1000m ² 以上）	
埋立て又は干拓	【埋立て又は干拓】 ・「事」埋立て又は干拓面積15ha以上／「計」埋立て又は干拓面積30ha以上		
流通業務団地造成事業	【流通業務団地造成事業の施行】 ・「事」全て／「計」全て		
土地区画整理事業	【土地区画整理事業の施行】 ・「事」事業区域面積40ha以上（樹林地等を15ha以上含む場合は20ha以上）／「計」事業区域面積80ha以上（樹林地等を30ha以上含む場合は40ha以上）		
新住宅市街地開発事業	【新住宅市街地開発事業の施行】 ・「事」施行区域面積40ha以上		
工業団地造成事業	【工業団地造成事業の施行】 ・「事」全て／「計」全て		
市街地再開発事業	【市街地再開発事業の施行】 ・「事」施行区域面積20ha以上／「計」施行区域面積40ha以上		

新都市基盤整備事業	【新都市基盤整備事業の施行】 ・「事」全て／「計」全て		
住宅街区整備事業	【住宅街区整備事業の施行】 ・「事」施行区域面積 20ha 以上／「計」施行区域面積 40ha 以上		
建築物用の土地の造成	【土地の造成】 ・「事」事業区域面積 40ha 以上（樹林地等を 15ha 以上含む場合は 20ha 以上）／「計」事業区域面積 80ha 以上（樹林地等を 30ha 以上含む場合は 40ha 以上）		
土石の採取又は鉦物の掘採	【土、砂利、岩石の採取、鉦物の掘採】 ・「事」施行区域面積（工区を分割する場合は全体の区域の面積）10ha 以上		
環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業で規則で定めるもの			

環境影響評価制度の見直し 今後のスケジュール（予定）

- ・平成 29 年 12 月 21 日 環境影響評価制度の見直しについて、
東京都環境影響評価審議会へ諮問



（環境影響評価審議会 環境影響評価制度検討特別部会に付議）



特別部会において、詳細に審議



- ・平成 30 年度 中間のまとめ



パブリックコメントの募集



特別部会において、最終のまとめに向けた審議



環境影響評価制度の見直しについて（答申）



条例改正手続へ（平成 30 年度中の条例改正を目指す）